

負担限度額認定申請について

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等の入所・入院及びショートステイを利用する際の食費・居住費（滞在費）の負担限度額認定による減額を希望される方は申請が必要です。なお、負担限度額の認定は申請日（申請を受理した日）の月の初日からとなります。施設利用の予定のある方は、利用開始月の月末までに申請をしてください。

＜認定の対象要件＞ 次の要件のいずれも満たす場合に認定の対象となります。

- ① 認定を受けようとする本人の属する世帯の全ての世帯員並びに本人の配偶者（世帯分離している配偶者および婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が市町村民税非課税であること
- ② 本人及び配偶者の預貯金等の合計額が
 - 第1段階の場合：単身1,000万円以内（夫婦の場合は2,000万円以内）
 - 第2段階の場合：単身 650万円以内（夫婦の場合は1,650万円以内）
 - 第3段階①の場合：単身 550万円以内（夫婦の場合は1,550万円以内）
 - 第3段階②の場合：単身 500万円以内（夫婦の場合は1,500万円以内）であること（借金や住宅ローンなどの負債は差し引かれます）

＜1日あたりの部屋代（居住費・滞在費）と食費の負担限度額＞

対 象 者	預貯金等の 基準額	居住費（滞在費）				食 費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階 ・生活保護受給者 ・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者	単身1,000万円 (夫婦2,000万円) 以下	880円	550円	550円 ※380円	0円	300円	300円
第2段階 ・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ 本人の前年の年金以外の合計所得金額(注1)と 課税年金収入額と非課税年金収入額(注2)の合計が 82.65万円以下の方	単身 650万円 (夫婦1,650万円) 以下	880円	550円	550円 ※480円	430円	390円	600円
第3段階① ・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ 本人の前年の年金以外の合計所得金額(注1)と 課税年金収入額と非課税年金収入額(注2)の合計が 82.65万円超120万円以下の方	単身 550万円 (夫婦1,550万円) 以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※880円	430円	680円	1,030円
第3段階② ・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ 本人の前年の年金以外の合計所得金額(注1)と 課税年金収入額と非課税年金収入額(注2)の合計が 120万円超の方	単身 500万円 (夫婦1,500万円) 以下	1,470円	1,470円	1,470円 ※980円	530円 【430円】	1,420円	1,360円
上記以外の方（負担限度額認定非該当の方）	基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 ※1,231円	697円 【437円】 ※915円	1,545円	

※印の金額は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

【 】内の金額は、多床室（老健・医療院）のうち室料を徴収しない場合の金額です。

（注1）年金以外の合計所得金額は、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除額を控除した額となります。

（注2）遺族年金（寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を含む）や障害年金など。

なお、弔慰金・給付金などは「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても収入に含めません。

なお、ケアハウスや有料老人ホーム、グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所などの食費・居住費（滞在費・宿泊費）は対象ではありません。また、介護保険料の滞納による給付額減額等（（特例）特定入所者介護サービス費の支給を行わない）の措置を受けている方は対象にはなりません。

＜申請手続について＞ 申請には次の書類が必要です。

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（非課税年金【遺族年金・障害年金】を受給されている方は、該当に○をお願いします）
- ② 金融機関及び各関係機関等への照会にかかる同意書
- ③ 預貯金等（※1）の口座残高等の写し
 - ・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる部分
 - ・口座残高及び年金振込額が分かる部分（申請する日の直近2か月の履歴）

預貯金等の種類 ※1	提出書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託（合同運用信託・公募公社債等運用投資信託など）	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など

＜結果通知について＞

申請書類等を審査し、その結果について認定証（認定者のみ）及び決定通知書を送付します。なお、審査には、金融機関等への照会等や要介護認定結果待ち等により、申請をいただいてから1か月以上かかる場合があります。

【問い合わせ先】 ◆中芸広域連合介護・保健福祉課 介護保険係 （0887）32-1165
〒781-6425 安芸郡安田町大字東島2017番地
◆ お住まいの町村役場 介護保険係

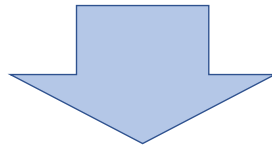
負担限度額認定申請における負担段階基準額の見直しについて

令和7年(1月～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が826,464円となり、809,000円を超えることに伴い、令和8年8月以降のご利用に係る負担段階基準額の一部が見直されます。

<利用者負担段階と負担限度額>

令和8年7月まで

利用者負担段階	対 象 者	預貯金等の基準額	居住費(滞在費)				食 費	
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・生活保護受給者	単身1,000万円 (夫婦2,000万円) 以下	880円	550円	550円 ※380円	0円	300円	300円
	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者							
第2段階	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計所得金額(注1)と課税年金収入額と非課税年金収入額(注2)の合計が80.9万円以下の方	単身 650万円 (夫婦1,650万円) 以下	880円	550円	550円 ※480円	430円	390円	600円
第3段階①	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計所得金額(注1)と課税年金収入額と非課税年金収入額(注2)の合計が80.9万円超120万円以下の方	単身 550万円 (夫婦1,550万円) 以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※880円	430円	650円	1,000円
第3段階②	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計所得金額(注1)と課税年金収入額と非課税年金収入額(注2)の合計が120万円超の方	単身 500万円 (夫婦1,500万円) 以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※880円	430円	1,360円	1,300円
上記以外の方		基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 ※1,231円	437円 ※915円	1,445円	



<利用者負担段階と負担限度額>

令和8年8月から(変更箇所は下線部)

利用者負担段階	対 象 者	預貯金等の基準額	居住費(滞在費)				食 費	
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・生活保護受給者	単身1,000万円 (夫婦2,000万円) 以下	880円	550円	550円 ※380円	0円	300円	300円
	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者							
第2段階	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計所得金額(注1)と課税年金収入額と非課税年金収入額(注2)の合計が82.65万円以下の方	単身 650万円 (夫婦1,650万円) 以下	880円	550円	550円 ※480円	430円	390円	600円
第3段階①	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計所得金額(注1)と課税年金収入額と非課税年金収入額(注2)の合計が82.65万円超120万円以下の方	単身 550万円 (夫婦1,550万円) 以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※880円	430円	<u>680円</u>	<u>1,030円</u>
第3段階②	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ本人の前年の年金以外の合計所得金額(注1)と課税年金収入額と非課税年金収入額(注2)の合計が120万円超の方	単身 500万円 (夫婦1,500万円) 以下	<u>1,470円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,470円</u> <u>※980円</u>	<u>530円</u> <u>[430円]</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,360円</u>
上記以外の方		基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 ※1,231円	697円 [437円] ※915円	<u>1,545円</u>	

(注1)年金以外の合計所得金額は、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除額を控除した額となります。

(注2)遺族年金(寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を含む)や障害年金など。

※印の金額は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

【 】内の金額は、介護老人保健施設・介護医療院の多床室で室料を徴収しない場合の金額です。